

東電刑事裁判 傍聴handbook



福島原発刑事訴訟支援団

東電刑事裁判傍聴handbook 第1版<2018年6月6日>

作成 人見やよい

<https://shien-dan.org/>

info@shien-dan.org

〒963-4316 福島県田村市船引町芦沢字小倉140-1

■ 3 被告人の位置づけ

東京電力が、福島第一原発で最大で15.7mの津波が想定されると試算した平成20(2008)年当時、社長や会長として経営の最高責任者だったのが勝俣元会長(77)、原子力・立地本部の本部長を務めていたのが武黒元副社長(71)、副本部長として原発の安全対策を担当していたのが武藤副社長(67)である。

▼「毎日新聞」の図表引用

強制起訴された元東京電力役員の経歴と原発事故までの動き

※敬称略。役職中の「本部」は「原子力・立地本部」を示す

2002年7月 ▶ 2002年03年
政府の地震本部が福島沖でも津波を起こす地震発生の可能性指摘

06年5月 ▶ 05年
東電が勉強会で津波による全電源喪失の危険性を報告

08年3月 ▶ 06年
東電の子会社が福島第1原発に最大15.7mの津波と試算

11年3月 ▶ 07年
東日本大震災、福島第1原発事故

	勝俣恒久	武黒一郎	武藤 栄
2002年	副社長	柏崎刈羽原発所長	電気事業連合会派遣
03年	社長	常務/副本部長	原子燃料サイクル部長
04年			副部長
05年	会長	副社長/本部長	常務/副本部長
06年			常務/本部長
07年			副部長
08年	会長	フェロー	常務/副本部長
09年			顧問
10年	退任	退任	退任
11年			
12年			

■ 西暦早見表

平成1	1989
平成2	1990
平成3	1991
平成4	1992
平成5	1993
平成6	1994
平成7	1995
平成8	1996
平成9	1997
平成10	1998
平成11	1999
平成12	2000
平成13	2001
平成14	2002
平成15	2003
平成16	2004
平成17	2005
平成18	2006
平成19	2007
平成20	2008
平成21	2009
平成22	2010
平成23	2011
平成24	2012
平成25	2013
平成26	2014
平成27	2015
平成28	2016
平成29	2017
平成30	2018



■ 大津波地震

- 869. 7. 9 貞観地震
- 1611. 12. 2 慶長三陸地震
- 1677. 4. 13 延宝房総沖地震
- 1896. 6. 15 明治三陸地震
- 2011. 3. 11 東日本大震災

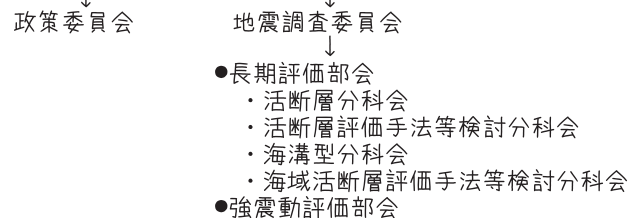
3.11以前でも、過去400年に少なくとも3回、日本海溝沿いで大きな津波地震が発生したことは歴史的事実としてわかってきた。さらに、内陸まで津波が襲う貞観地震についても明らかになってきた。

用語

O. P.	Onahama peil 福島県小名浜港を基準とした海拔高さ
推本／地震本部	文部科学省 地震調査研究推進本部。地震に関する研究成果を公表し、政府が一元的に推進するための機関
長期評価	推本が公表する地震の規模や発生確率を予測した評価。本件では 2002 年 7 月公表の「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価」がポイント
津波評価技術	土木学会の原子力土木委員会が、津波評価部会で策定した原子力発電所を襲う津波を評価する手法
耐震バックチェック	耐震安全性評価(耐震性について新たな安全基準が作成された際に、それ以前に作られた原子炉について、新基準に照らし合わせて調査し直すこと)
バックフィット	既設炉にも最新基準への適合を義務付ける制度
BPT分布	地震の発生確率を評価する際、規則的な間隔で繰り返す地震に適用される。地震発生直後に次の地震発生確率はいったんものになってから、年々増加してゆく
ポアソン過程	地震の発生確率を評価する際、繰り返し間隔ははっきりしない地震に適用される。いったん地震が発生しても、次の地震発生確率は一定して同じ
パラメータスタディ	解析条件や形状をパラメータ(媒介変数)により変更して解析すること
NISA／保安院	経済産業省原子力安全・保安院
JAEA	独立行政法人日本原子力研究開発機構
中央防災会議	内閣府 中央防災会議
土木学会	土木工学に関する学術団体
津波地震	体感もしくは地震計によって観測した地震動は比較的小規模であるにも拘わらず、大きな津波が発生する地震。M(マグニチュード)より、M _t (津波マグニチュード)が大きいのが特徴

地震本部(地震調査研究推進本部)

本部長(文部科学大臣)と本部長(関係府省の事務次官等)



被告人と争点



武黒一郎

武黒元副社長は原子力の専門家で、社内の原子力部門のトップとして勝俣元会長を補佐していた。従来の津波想定を変えない方針は、平成20(2008)年8月までに、武黒副社長にも報告されたが、特段の指示を出すことはなく、この方針を認めた。



勝俣恒久

勝俣元会長は国会事故調査委員会のヒアリングで「津波の試算についての報告は受けていない」と話す。これに対し検察委員会では、勝俣元会長本人が「地震対応の打合せに出席できなかったときも、資料には目を通していた」と話していることや、津波対策には数百億円規模の費用がかかる可能性があり、最高責任者の勝俣元会長に説明しないことは考えられないと指摘。



武藤 栄

武藤元副社長は平成20(2008)年6月の社内会議で最大で15.7mとする津波の試算の報告を受けた際、新しい防潮堤を建設するのに必要な手続きなどを調べるように指示。翌月の7月、新しい防潮堤を建設する場合、数百億円規模の費用とおよそ4年の期間がかかることを説明を受ける。武藤元副社長は、津波の試算はあくまで仮定に基づくもので、実際にこうした津波は来ないと考え、最大で5.7mとしていた従来の津波の想定を当面は変えない方針を決めた(先送り)。

争点① 巨大津波を予測できたか（具体的予見可能性）

東電は、事故の3年前(2008年)、政府の地震調査研究推進本部の評価をもとに、福島第一原発の敷地に最大で15.7mの津波が押し寄せる可能性があるという試算をまとめた。元会長ら3人は、福島第一原発が津波で浸水する可能性について予測できたはずなのに適切な措置をとらなかったとして、業務上過失致死傷の罪に問われている。業務上過失致死傷の罪は、被害を予測できたのに対策を怠った場合でなければ有罪にならないため、元会長への報告の有無や、試算に十分な根拠があったといえるかどうかなど、津波の予測が可能だったかが最大の争点。

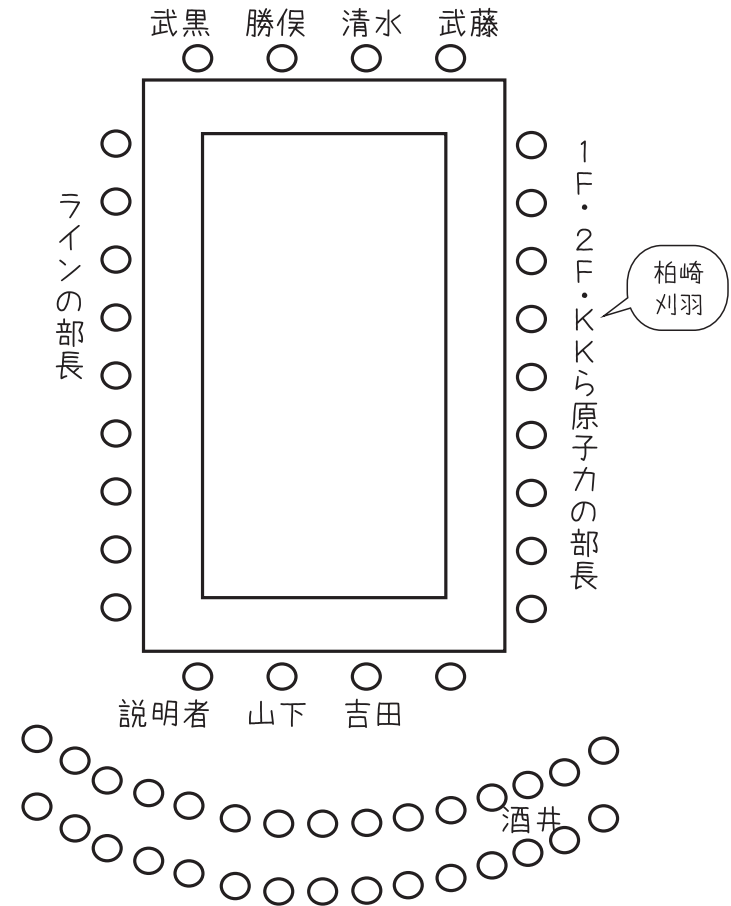
争点② 有効な対策は可能だったか（結果回避可能性）

また、予測が可能だったとしても報告から事故までの間に有効な対策をとることが不可能だったと考えられる場合は罪に問われないため、事故を避けることができたかどうかも争われる。

主張の違い

	指定弁護士	3被告人
最大津波15.7mの試算	衝撃的な内容で対策が必要。海拔20mの防潮堤を検討する図面が作られた	前提となった地震の長期予測は信頼性に疑問がある。直ちに対策するのは不可能だった
3人の対応	対策を先送りし、漫然と運転を継続していた	安全性を積み増す途上で311は起きた
対策で事故を防げたか	費用と労力を惜しまず、義務と責任を果たしていれば事故は起きなかった	試算を前提にしても敷地東側に防潮堤が造られず、事故は防げなかった

御前会議



▲酒井GMが公判で描いた図を再現

勝俣、武黒、武藤ら、一番偉い人から部長たち、部署のトップまでが一同に集まる会議を「御前会議」と呼んでいた(酒井GM談)

後ろに座っている社員が、前に出て説明する。資料は紙で配る(残しちゃまずい資料は回収)。

東電組織メモ (2008年7月、卓袱台返し頃)

勝俣恒久代表取締役会長



武黒一郎取締役副社長(原子力・立地本部長)



武藤 栄 常務取締役(原子力・立地本部副本部長)



原子力設備管理部 吉田昌郎部長



新潟県中越沖地震対策センター 山下和彦センター長

● 土木調査グループ

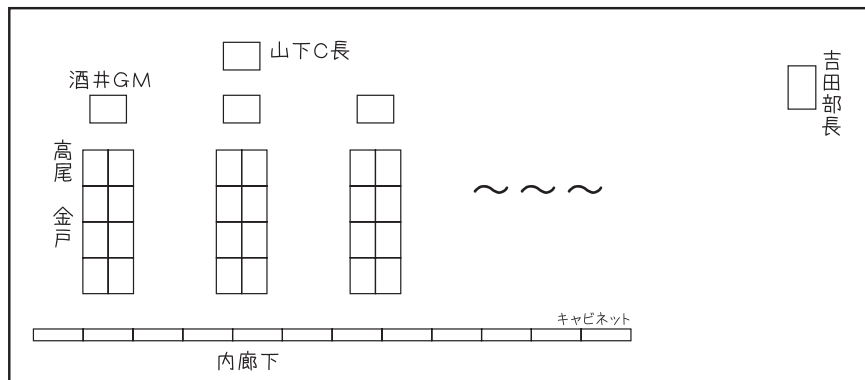
● 酒井俊朗グループマネジャー

- ・ 高尾 誠 課長
- ・ 金戸俊道

● 土木技術グループ

● 機器耐震技術グループ

● 建築グループ



▲高尾氏が公判で描いた図を再現

事件の経緯

平成14年 2002. 7. 31	地震調査研究推進本部「長期評価」を公表。長期評価は「三陸沖北部海溝寄りから房総沖海溝寄りにかけてどこでも発生する可能性がある」との前提に立って発生確率を推定。福島県沖を含む日本海溝沿いで30年以内にM8クラスの地震が20%程度の確率で発生する可能性がある」と予測
平成18年 2006. 9. 19	原子力安全委員会 耐震設計審査指針の改訂版を公表
平成18年 2006. 9. 20	原子力安全・保安院 電気事業者に対して耐震バックチェックの実施を指示
平成20年 2008. 3月頃	東電設計 福島第一原発の敷地に最大で15.7mの津波が押し寄せるという試算をまとめる
平成20年 2008. 6. 30	土木グループと武藤元副社長の打合せ 福島県沖の海溝寄りに明治三陸沖地震の波源モデルを置いて試算を施してみた結果、「敷地南側の津波水位が0. P. +15.707mとなった」と報告 高尾「対策前提で検討が進んでいると思っていた」 酒井「バックチェックを通すには長期評価は無視できない」
平成20年 2008. 7. 31	土木調査グループと武藤副社長の打合せ 武藤は「津波対策を保留し、土木学会に検討を依頼する」という方針を示す (いわゆる卓袱台返し!) 高尾「力が抜けて、その後の会議の記憶がない」 酒井「先送りは時間稼ぎだったかもしれない」
平成21年 2009. 6月	津波対策を含めた耐震バックチェック最終報告をする予定だったが、なされなかった
平成23年 2011. 3. 9	長期評価改訂第2版公表予定⇒4月に延期 島崎「予定通り公表されていたら…と自分を責めた」
平成23年 2011. 3. 11	東日本大震災／東電福島第一原発事故発生 島崎「長期評価に基づき対策を進めていれば、原発事故は起きなかった」

■ 法廷



▲ 裁判官

右陪席：今井理、裁判長：永淵健一、左陪席：柏戸夏子



▲ 検察官役の指定弁護士

石田省三郎、渋村晴子、山内久光、久保内浩嗣、神山啓史 弁護士



▲ 弁護士

政木道夫(武黒)、宮村啓太(武藤)、中久保満昭、岸秀光(勝俣) 弁護士

■ 裁判の経緯

初公判	2017. 6. 30	勝俣元会長ら3人の陳述
第2回	2018. 1. 26	上津原勉(東京電力社員)
第3回	2018. 2. 08	証拠申請のみ
第4回	2018. 2. 28	久保賀也(東電設計社員)
第5回	2018. 4. 10	高尾誠(東電社員 土木調査グループ 津波対策担当)
第6回	2018. 4. 11	高尾誠(東電社員 土木調査グループ 津波対策担当)
第7回	2018. 4. 17	高尾誠(東電社員 土木調査グループ 津波対策担当)
第8回	2018. 4. 24	酒井俊朗(東電社員 土木調査グループ 津波対策統括)
第9回	2018. 4. 24	酒井俊朗(東電社員 土木調査グループ 津波対策統括)
第10回	2018. 5. 8	前田憲二(地震調査研究推進本部元事務局職員)
第11回	2018. 5. 9	島崎邦彦(地震調査研究推進本部 元部会長)
第12回	2018. 5. 29	島崎邦彦(地震調査研究推進本部 元部会長)
第13回	2018. 5. 30	都司嘉宣(元東大地震研究所准教授)
第14回	2018. 6. 1	都司嘉宣(元東大地震研究所准教授)
第15回	2018. 6. 12	
第16回	2018. 6. 13	
第17回	2018. 6. 15	
第18回	2018. 6. 20	
第19回	2018. 7. 6	
第20回	2018. 7. 11	